

## 鳥取県告示第 170 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成20年4月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日  
平成20年2月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人まちなかこもんず
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
井上 徹
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市東倉吉町57
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、地域住民・団体と連携・協働し、地域の資源を活かしコミュニティ・ビジネスの手法を通じた地域活性化を目的とした事業の開発コーディネート及び運営を行い、米子市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
理事定数の変更